



燈をともす時如
籠を上へあぐる也

今も出羽國の驛にて是を用る由、奥州信州などの驛にても用之由、見たる人、繪圖に寫して予に見せたり、

〔永享九年十月二十一日行幸記〕一入夜五〇二十三の有御舟略中御會所の西の馬道の軒にぎよなうの挑灯。あまたかけらる、

〔槐記〕享保十二年七月十八日、夜ニ入御庭ノ木ノ枝ニ、小キホウヅキ灯燈ヲ、百カケラレタリ、御池水ニウツリテ御坐マデ耀ク、兎角ニ風景イハン方ナシ

〔雲萍雜志三〕予淇園柳澤がいとけなき時までは、忍び提灯といふものありて、貴人の私用に亥のびて、夜行などせらる、折などは、提灯に替りたる紋を亥るしてともせしが、そのこと流布して、誰も誰もかはり紋をつけざる者なし、これはもと人にその人と亥らるまじき爲の用意なりとぞ、されば公卿武家に限るべし、

〔大江俊矩記〕文化五年二月廿三日己丑、藤井入來被示曰醸翻參役供廻之事、段々聞合等被致處一向晴ヶ間敷儀も無之、尤往來共、夜分之事故申合甚減省被致、先供相止、輿之邊ニ侍三人、其内壹人馬提燈爲持、尤道之間、輿者足元暗ク候ハ、先ノ提燈壹張跡へ廻シ、箱提燈は二張計、沓傘共人體相止、笠籠持計、勿論押へも相止候由、治定之旨被示、衣紋者も被相止候由也、

〔武江年表八〕此年間○文政

記事